

# 一般社団法人日本応用地質学会 謝金及び業務委託費等規程

## (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会の謝金及び業務委託費等について規定する。

## (原稿料)

第2条 非会員に学会誌「応用地質」への原稿を依頼する場合は、編集委員会運営規程に定める原稿料を支払う。

②非会員に学会誌「応用地質」以外の刊行物への原稿を依頼する場合は、編集委員会運営規程に定める原稿料に準じた額を支払う。

③会員に原稿の執筆を依頼する場合は、原稿料を支払わない。

## (講演料等)

第3条 講演等を依頼する場合には、1回につき講演料として22,222円(源泉徴収前)を上限として支払う。

②講演者には、交通費実費を支給し、宿泊を要する場合は宿泊費1泊12,000円を限度として実費を支払う。

③この規定に拠らない事由が生じた場合は、事前に、事業企画委員会、若しくは支部と総務委員会が協議して定める。

## (会議、委員会等経費)

第4条 会員が、会議、委員会等に出席するために必要な旅費は、原則として支払わない。

## (行事費)

第5条 行事に関して非会員に作業を依頼する場合は、交通費込みの日当8,000円を上限として支払う。会員に作業を依頼する場合は支払わない。

②支部において講演会、研究発表会、シンポジウム等の本部行事を開催する場合の費用は、全額を本部負担とする。

③支部主催の行事にあたっては、原則として費用の全額を支部負担とする。ただし、本部が必要と認めた人員の派遣旅費等の実費は、本部が負担する。

## (委託販売等)

第6条 特別号、講演論文集等の学会出版物の販売を支部に委託販売する場合は、印刷、包装、発送等の実費を本部で徴収し、支部引渡額を決定する。残額を生じた場合は支部の収入とする。

②外部委託の場合も前項に準ずる。

③前②項の場合、販売価格は本部と同額とする。

## (委任)

第7条 第2条～第6条の規定によりがたい事情があるときは総務委員会において決定する。

## 附則

### (規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認(平成22年5月21日)をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。